

No. _____

第 _____ 回打ち合わせ

打ち合わせシート

工事名称 _____

記入者 _____

1. 打ち合わせ内容

打ち合わせ日時 年 月 日 : ~ :

--

2. 工事前現状(写真・図など)

変更前計画(図・スケッチ) ※工事内容変更時

--

3. 工事計画(写真・スケッチなど)

工事変更計画(図・スケッチ)

--

注文者受領
印・サイン

--

No. _____

請負者用

御 見 積 書

作成日

年 月 日

_____ 様

見積有効期限 _____ 年 月 日まで

請負者名	
代 表 者	印
住 所	

工事項目	摘 要	単価	数量・時間等 (単位)	金 額
			工事金額 (税抜)	
			法定福利費見込額	
			取引に係る消費税等	
			合 計 (税込)	

担当者 印・サイン		

- ※ 見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。
- ※ この書類は大切に保管してください。
- ※ 法定福利費とは、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担見込額、社会保険等の適用除外となる者に係る国民健康保険、国民年金保険の保険料納付見込額の合計額です。

No. _____

お客様用

御 見 積 書

作成日

年 月 日

様

見積有効期限 年 月 日まで

請負者名	印
代 表 者	
住 所	

工事項目	摘 要	単価	数量・時間等（単位）	金 額
			工事金額（税抜）	
			法定福利費見込額	
			取引に係る消費税等	
			合 計 （税込）	

担当者 印・サイン		

- ※ 見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。
- ※ この書類は大切に保管してください。
- ※ 法定福利費とは、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担見込額、社会保険等の適用除外となる者に係る国民健康保険、国民年金保険の保険料納付見込額の合計額です。

No. _____

請負者用

御 見 積 書

作成日

年 月 日

_____ 様

見積有効期限 _____ 年 月 日まで

請負者名	
代 表 者	印
住 所	

工事項目	摘 要	単価	数量・時間等 (単位)	金 額
工事金額 (税抜)				
取引に係る消費税等				
合 計 (税込)				

担当者 印・サイン		

※ 見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。
 ※ この書類は大切に保管してください。

No. _____

お客様用

御 見 積 書

作成日

年 月 日

_____ 様

見積有効期限 _____ 年 月 日まで

請負者名	
代 表 者	印
住 所	

工事項目	摘 要	単価	数量・時間等 (単位)	金 額
工事金額 (税抜)				
取引に係る消費税等				
合 計 (税込)				

担当者 印・サイン		

※ 見積内容を補足するため、打ち合わせシートは必ず添付します。
 ※ この書類は大切に保管してください。

注文書

印紙貼付欄
1万円未満：非課税
1万円以上100万円以下：200円
100万円を超え200万円以下：400円
200万円を超え300万円以下：1,000円

(請負者)

事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名
担当者名
TEL/FAX _____
Ⓧ

■請負条件

- ・工事用の電気・水道・ガスについては、注文者様宅のものを使用させていただきます。
- ・本工事は工事部分の状況等により、施工内容、請負代金に変更が生じる場合があります。

(お客様)

住所
氏名

Ⓧ

本注文書(添付の御見積書、仕上げ表、お打ち合わせシート等含む)により、下記の通り注文いたしますので、お引受の際は別紙注文請書をご提出ください。請負者から注文者への注文請書により下記条項及び裏面リフォーム工事請負契約約款に基づく両者間の請負契約が成立します。なお、注文内容内訳は御見積書の通りです。

工事名称

工期 _____ ~ _____

添付書類

- 御見積書 リフォーム工事請負契約約款 お打ち合わせシート
- その他 (_____)

■ 金額 円

工 事 内 訳			
工 事 項 目	単 価	数 量 / 単 位	金 額
		工事価格 (税抜)	
		法定福利費見込額	
		取引に係る消費税等	
		合 計 (税込)	

注 文 請 書

(請負者)

事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名
担当者名
TEL/FAX

㊞

■請負条件

- ・工事用の電気・水道・ガスについては、注文者様宅のものを使用させていただきます。
- ・本工事は工事部分の状況等により、施工内容、請負代金に変更が生じる場合があります。

(お客様)

住 所

氏 名

㊞

本注文書(添付の御見積書、仕上げ表、お打ち合わせシート等含む)により、下記の通り注文いたしますので、お引受の際は別紙注文請書をご提出ください。請負者から注文者への注文請書により下記条項及び裏面リフォーム工事請負契約約款に基づく両者間の請負契約が成立します。なお、注文内容内訳は御見積書の通りです。

工 事 名 称

工 期

～

添 付 書 類

- 御見積書 リフォーム工事請負契約約款 お打ち合わせシート
 その他 ()

■ 金 額

円

工 事 内 訳

工 事 項 目	単 価	数 量 / 単 位	金 額
		工事価格 (税抜)	
		法定福利費見込額	
		取引に係る消費税等	
		合 計 (税込)	

住宅リフォーム工事 請負契約 約款

(総則)

- 第1条** 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等に基づいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせ通りの工事が困難な場合)

- 第2条** 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせ通りの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条** あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条** 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条** 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条** 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条** 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第8条** 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

- 第9条** 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

- 第10条** 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

- 第11条** 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求する時ができる。

(紛争の解決)

- 第12条** この契約について、紛争が生じたときは、当事者の双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によってその解決を図る。

- 2 当事者双方又は一方が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、若しくは建設工事紛争審査会があっせん又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、当事者は、仲裁合意書にもとづいて審査会の仲裁に付することができる

(補足)

- 第13条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を十分お読みください。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。
- ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申込みまたはご契約を行なった場合等
- イ)壁紙などの消耗品を使用(最少包装単位)または、3,000円未満の現金取引
- ② 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

- ① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ② 契約の解除があった場合に、既に商品の引き渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
- ③ 契約解除のお申し出の際にすでに受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- ⑤ 既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

※ なお、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能になる場合があります。